完全保存版

家族信託の「おやとこ」

家族信託ガイドブック

ver 2026.07

この1冊で
よく分かる！

家族信託の
仕組みや活用方法
を解説

無料相談のご予約はこちら

ご予約はお電話またはWEBから！

通話料無料

0120-214-097

受付時間 10:00〜19:00 ／土日祝も受付

電話で予約する

WEBで予約する

まだ相談までは…という方へ

LINEで質問！

ちょっとした疑問や質問に
専門家がお答えします！

友だち追加 ＋

はじめに

私たち家族信託の「おやとこ」は、
将来の不安をこれからの“安心”に変えるサポートをしています。

将来、子どもには
迷惑をかけたくない…

親が高齢になってきて
今後の生活が心配…

そんな想いを抱えるご家族から、
年間1万件以上のお問い合わせをいただいています。

認知症が進んでしまうと、口座からお金が引き出せなくなったり、
生活費や介護費用の支払いができなくなったりする可能性があります。

だからこそ、判断能力がある“今”のうちに備えておくことが大切です。

家族信託の「おやとこ」は、ご家族の想いに寄り添い、
この先も安心して暮らしていただけるようお手伝いしています。

将来の不安を減らすために、今から一緒に準備を始めませんか?

家族信託ガイドブック 完全保存版

目 次

はじめに …… 01
認知症による資産凍結リスク …… 03
対策していなかったらどうなるの? …… 05

制度について

家族信託とは …… 06
3つのメリット …… 07
ご利用されたお客さまの声 …… 08
よくあるご質問 …… 09
活用事例 …… 11
成年後見制度とは …… 13
家族信託と成年後見制度の違い …… 14

費用について

家族信託の費用 …… 15
費用の内訳 …… 16
よくあるご質問 …… 18

家族信託のおやとこについて

選ばれる5つの理由 …… 19
お客さまの声 …… 23
ご利用の流れ …… 25
よくあるご質問 …… 27
会社概要 …… 29

ご存じですか？

認知症による資産凍結リスク

8人に1人が認知症といわれる時代

“まだ大丈夫”と思いながらも、
親の介護やお金のことで不安を感じる方は少なくありません。

誰もが認知症になるリスクがあります！

2022年時点で65歳以上の認知症患者数は約443万人となり、高齢者の約8人に1人が認知症です。
患者数は年々増加しており、2040年の認知症患者数は約584万人と推計されています※。

※出典:内閣府「令和7年版高齢社会白書」をもとに当社にて作成

高齢者の
約8人に1人が
認知症

認知症により、判断能力が低下すると…

資産を自由に動かせなくなる
可能性があります

介護にはまとまったお金が必要です！

介護が長期化したり、施設に入居する場合には、さらに多くの費用がかかる可能性があります。

親御さまの口座からお金が引き出せなくなると、ご家族が代わりに支払うことになるため、負担が大きくなるおそれがあります。

※出典:（公財）生命保険文化センター「2024（令和6）年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社にて作成

介護費用の平均総額※
約542万円

介護期間※
平均4年7カ月

子ども世代の悩み

親が高齢になってきて、
この先の生活や
お金のことが心配…

親が介護施設に入った後、
実家が売却できなくて
空き家になったらどうしよう…

家族信託や成年後見について
調べてみたけれど、どちらが
いいのかよくわからない…

親の認知症が進んで、
口座からお金を引き出せなく
なったらどうしよう…

備えたい気持ちはあるけれど、
何から始めたらいいのか
わからない…

親世代の悩み

子どもにはできるだけ
迷惑をかけたくない…

もし認知症になったら、
どんなことに困るんだろう…

「まだ大丈夫」だと思っている
けれど、そろそろ対策した方が
いいのかな…

認知症になったら通帳や
不動産は誰にどう任せれば
いいんだろう…

いざという時に、介護費用や
医療費を支払えなくなって
いたらどうしよう…

認知症による資産凍結リスク

もし、前もって対策していなかったらどうなるの？

01 介護費用や施設入居費用などの支払いができない

ご本人の意思確認ができないため、
口座からお金を引き出すことができない。

→ 子どもが親の代わりに支払うことになり、大きな負担に

02 施設入所や入院により空き家になった自宅の売却ができない

ご本人の意思確認ができないため、
自宅を売却することができない。

→ 売却代金を介護費用や医療費に充てることができなくなってしまう

03 収益不動産の契約更新や大規模修繕ができない

ご本人の意思確認ができないため、
賃貸借契約の更新や大規模修繕が
できない。

→ 収益不動産を管理することができず、入居者がいなくなる可能性も…

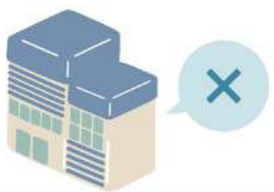

**このような資産凍結リスクを防ぐために、
前もって準備をしておくことが大切です。**

＼間に合わなくなる、その前に！／

家族信託で備えませんか？

家族信託とは、ご自身の財産の管理をご家族などに任せることで
認知症による資産凍結を防ぐ仕組みです。

家族信託の仕組み

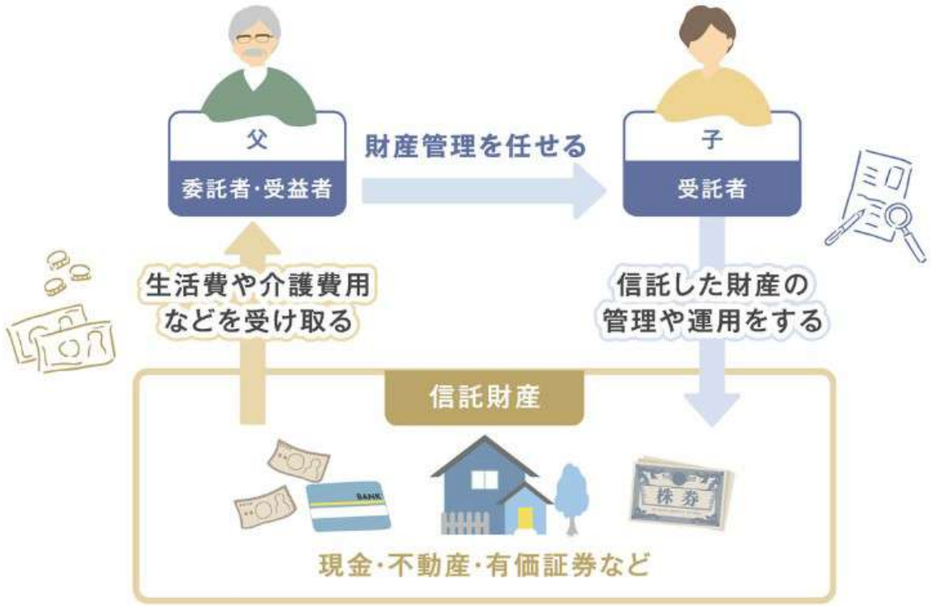

家族信託の登場人物

委託者（いたくしゃ）
財産管理を任せる人

受益者（じゅえきしゃ）
利益を受ける人

受託者（じゅたくしゃ）
財産を管理する人

親御さま

お子さまなど

家族信託の3つのメリット

事前の対策で資産凍結リスクを防ぎ、安心の財産管理を実現

01 認知症による資産凍結に備えられる

あらかじめ財産の管理をお子さまなどに任せておくことで、認知症により判断能力が低下しても、お子さまが代わりに財産を管理することができます。

02 柔軟に財産を管理できる

ご本人の財産を積極的に活用できない成年後見制度とは異なり、家族信託では契約の範囲内で柔軟に財産を管理・運用することができます。

03 信託した財産の承継先を決められる

親御さま（委託者）が亡くなった後、信託した財産を誰に承継するか決めておくことができます。

亡くなったら妻へ、妻が亡くなったら子どもへなど、二次相続以降まで柔軟に設定することもできます。

家族信託は資産凍結リスクを防ぐだけでなく
スムーズな財産管理を実現します。

実際に家族信託をご利用された お客さまの声

母の物忘れが多くなってきたため、「万が一、意思疎通ができなくなったときに、親のお金の管理はどうすればいいのだろう」と漠然とした不安を抱えていました。

親の意識がまだはっきりしている段階で契約を結ぶことができ、親も自分たちも安心して資産を守れると思ったので家族信託をしました。

自分が財産を管理していた方が親のためにもなりますし、親を支えてくださっている周囲の方々にも迷惑をかけずに済むので、みんなが安心して過ごせる気がしますね。

やはり家族信託を結んでおいて良かったなと思います。

母の物忘れが気になるようになり、不安を抱えていました。

ご利用者インタビュー　笠原さま

その他のお客さまの声

河原さま

「自分の親はまだ大丈夫」と、どこかで思い込んでいましたが、父に少しずつ物忘れが見られるようになりました。

これからの生活費や介護費用のことを考えると、実家を売却する必要があると気づき、家族信託をすることにしました。

実際に、実家の売却がスムーズに行うことができたので良かったです。

深瀬さま（仮名）

父が亡くなった後、**母の物忘れが目立つようになってきて、「このままではいけない」と感じ、母の今後のことを考えて家族信託をしました。**

もし家族信託をしていなければ、母が判断できなくなった際に、法的な権限のない子どもではアパートの管理や実家の売却ができず、困ってしまったと思います。

そうした不安が今はもうないというのは、やはり安心しますね。

家族信託

Q&A

よくある質問

Q1. 子どもなら、家族信託をしなくても、親の代わりに財産を動かせないの？

原則できません。

近年では振り込め詐欺対策などでルールが厳しくなっています。

- ☑ 本人が銀行の窓口へ来ること
- ☑ 本人の意思確認が取れること

などが厳格にチェックされることがあります。

Q2. 家族信託はいつ検討するべき？

家族信託は親御さまが認知症などにより、
完全に判断能力を失った後は利用できません。

右記のようなタイミングで
家族信託を検討される方が多くいらっしゃいます。

家族信託を検討するタイミング

01. 親御さまが70歳を超えたとき
02. 認知症が心配になったとき
03. 相続について検討を始めたとき

Q3. 親が介護施設（病院）から出られない場合でも家族信託できるの？

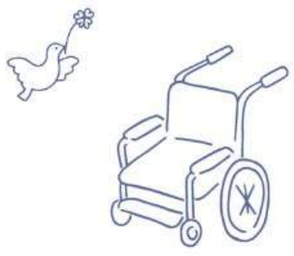

当社専門家や公証人が介護施設や病院に伺い、
手続きを進められる場合があります。

病気やケガなどで外出が難しいときでも、ご状況によって
対応の可否が異なりますので、まずはお気軽にご相談ください。

Q4. どんな財産でも家族信託できるの？

金銭や不動産のほか、有価証券なども信託できます。

※「農地」や「年金」など、法律上信託できない財産や、実務上信託が難しい財産もあります。

Q5. 全財産を子どもに託さないといけないの？

一部の財産だけを信託することもできます。

預金を一部のみ信託したり、将来的に売却する予定の
不動産のみを信託するなど、ご状況によって柔軟に
決めることができます。

※信託する財産をあとから追加することも可能です。

Q6. 子ども以外でも受託者になることができるの？

**子ども以外の第三者でも
受託者になることができます。**

子ども以外の受託者

配偶者　　甥や姪など

Q7. 家族信託したお金はどうやって管理するの？

受託者個人の口座とは分けて管理する必要があるため、
信託した財産専用の「信託口口座」を開設して管理します。

Q8. 手続きが完了するまでどのくらいかかるの？

お手続き完了までは1か月～2か月くらいが目安です。

ご相談の内容によっては、最短2週間でお手続きが完了できる場合もあります。

家族信託の活用事例

活用事例 01 将来の介護費用に備えたい

- 最近父の物忘れが増えてきた
- 近いうちに父が介護施設に入居予定
- 今後の介護費用のために実家を売却したい
- 父の認知症が進んでしまったら、実家を売却できなくなり、**自分が介護費用を負担しなければいけない可能性がある**

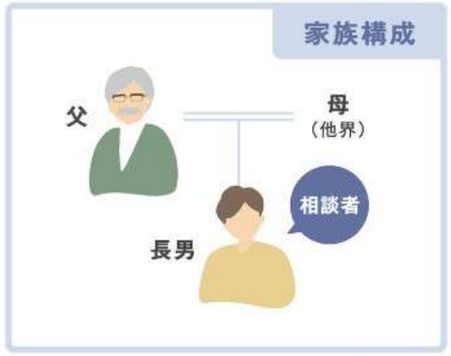

家族信託後の変化

将来に備えて実家を売却可能に

お父さまとご長男さまの間で家族信託をして、ご長男さまがお父さまの代わりにご実家を売却し、その代金で介護費用を支払うことができるようになった。

活用事例 02 親の財産をまとめて管理できるようにしたい

- 父が高齢になってきて心配
- 複数の預金口座と有価証券を保有している
- 父が認知症になった場合、**複数の資産を個別に管理できない可能性がある**
- 自分が代わりにまとめて管理したい

家族信託後の変化

複数口座を1つにスムーズな管理を実現

お父さまとご長女さまで家族信託をして、複数の預金口座にあるお金と有価証券の売却代金をすべて一つの口座にまとめることで、スムーズに管理できるようになった。

活用事例 03 収益不動産の管理を子どもに任せたい

- 賃貸マンションを所有している
- 高齢になり、管理することが難しくなってきたので子どもに管理を任せたい
- 自分が認知症になると、入居者との契約や売却、大規模修繕などの**手続きができない可能性がある**

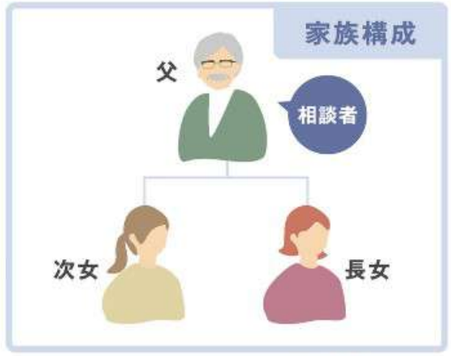

家族信託後の変化

契約・手続きなど子どもが不動産を管理可能に

お父さまとご長女さまの間で家族信託をして、ご長女さまが代わりに賃貸マンションを管理し、入居者との契約や建物の修繕、売却などの手続きを行えるようになった。

活用事例 04 資産凍結リスクが高い共有名義の不動産を整理したい

- 遠方で暮らす両親が心配
- 実家が父と母の共有名義になっている
- 両親が介護施設に入居後、実家を売却したい
- 共有名義の実家を売却するには共有者全員の同意が必要なため、**両親のどちらかが認知症になると売却できない可能性がある**

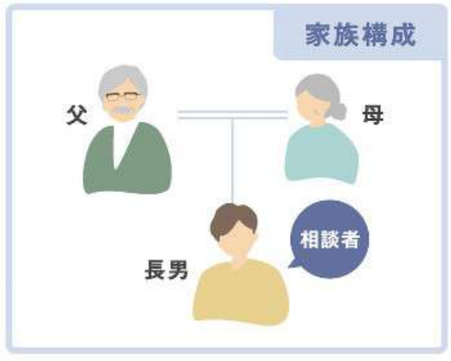

家族信託後の変化

実家の管理・売却を子どもができるように

お父さまとご長男さま、お母さまとご長男さまでそれぞれ家族信託をして名義を整理し、将来ご両親のどちらかが認知症になったとしても、ご長男さまが実家の管理や売却の手続きを進められるようになった。

家族信託と比較される
成年後見制度とは？

成年後見制度の仕組み

認知症や精神障害などにより、**判断能力が低下した人を支援する制度**です。
後見人や後見内容の決定を家庭裁判所が行います。

しかし…。成年後見制度にはこんな注意点も

後見人には第三者が選任される可能性がある

必ずしもご家族が後見人として選任されるとは限りません。弁護士や司法書士などの専門家が選任される場合があります。

後見人に対する費用が発生する

弁護士や司法書士などの専門家が後見人に選任された場合、後見人に対して毎月2万円から6万円の費用を支払う必要があります。
原則、後見は亡くなるまで続くため、大きな負担になる可能性があります。

裁判所の監督下での財産管理

ご本人の財産を保護することが目的のため、裁判所の許可がなければ、財産を積極的に活用することは原則として認められません。

※成年後見制度は現在制度の見直しに向けた議論が進められています。

家族信託と成年後見制度
どんな違いがあるの？

	家族信託	成年後見制度
財産を管理する人	子どもなど**信頼できるご家族**	裁判所が選任した**後見人**
財産管理の自由度	家族信託の契約に沿って**柔軟に管理** ○	後見人が認めない支出は**できない** △
ご自宅の売却	家族信託の契約に沿って**ご家族で売却可能** ○	裁判所の**許可が必要** △
検討する時期	判断能力が**あるうちに**	判断能力が**低下してから**
初期費用	約**23**万円～**60**万円 ※当社にて一般的なご家庭で金銭を信託した場合	約**20**万円 ※申立て時にかかる費用
継続費用	月額 **2,728**円（税込） ※当社によるアフターサポート費用 ※途中で解約することも可能	月額 約**2**万円～約**6**万円 ※後見人への費用 ※被後見人が亡くなるまで続く
	ご家族間で柔軟に財産管理ができますが、初期費用がかかります	裁判所の監督のもとで財産管理が行われ、毎月、後見人に費用を支払う必要があります

それぞれの制度を比較して
ご家族に合った制度を活用することが大切です

家族信託にかかる費用について

家族信託でまとまった金額が必要になるのは、**初期費用**です。
実際に家族信託が開始したあとは、基本的に大きな費用が発生することはありません。

例　当社にて一般的なご家庭で金銭を信託した場合

初期費用　約30万円～60万円

初期費用の内訳

家族信託の手続きに関する**コンサルティング費用**	信託財産の**1.1%程度**	P16
＋		
家族信託の**契約書作成費用（弁護士）**	**66,000円**（税込）～	P16

＼ オプション費用 ／

不動産を信託する場合	不動産の名義変更**登記費用（司法書士）**	**66,000円**（税込）～		P17
	不動産の信託登記のための**登録免許税**	土地の場合 固定資産税評価額の**0.3%**	建物の場合 固定資産税評価額の**0.4%**	P17
公正証書にする場合	家族信託の契約書を**公正証書にする費用**	**5～10万円程度**		P17

※法令により定められた士業の独占業務については、当社提携士業が担当いたします。

家族信託の手続きに関するコンサルティング費用

家族信託の契約を締結するためのサポート費用です。
信託する財産の合計額で計算します。

信託財産の1.1%程度

家族信託の契約締結のために以下のサポートを行います

01. 契約書作成のサポート

ご家族のご状況や財産の内容をもとに、**ご家族皆さまが安心できる契約内容を検討し、**弁護士や公証役場と連携しながら契約書作成をサポートします。

02. 登記手続きのサポート

登記申請の準備のために、各市町村役場から登記簿謄本や名寄帳などの**必要な書類をお客さまに代わって収集し、**司法書士と連携しながら登記手続きをサポートします。

03. 口座開設手続きのサポート

信託した財産を管理する**信託口口座の開設が可能な金融機関を調査し、**それらの金融機関と連携しながら、口座開設から運用開始までの手続きをサポートします。

家族信託の契約書作成費用

弁護士

家族信託の契約のために弁護士が契約書を作成する費用です。

66,000円（税込）～

家族信託の契約書は、**「大切な財産を、ご本人の望む形で、ご家族に託して管理・運用・承継」**していくためのルールを定めたものです。

ご家族の状況や財産はそれぞれ異なるため、**将来起こりうる様々な事態を想定した上で、契約書を作成する**必要があります。

例　契約書を作成するにあたって決めること

(1)ライフプラン

(2)契約当事者

(3)家族信託する財産

(4)終了後の財産承継先

不動産を信託する場合

不動産の名義変更
登記費用

司法書士

66,000円（税込）～

委託者の不動産を受託者に信託する場合、
所有権移転登記・信託登記が必要となります。

※信託登記とは、委託者から受託者へ不動産を信託するという事実を公示することです。手続きは司法書士によって行われます。

不動産を信託する場合

不動産の信託登記のための
登録免許税

土地の場合
固定資産税評価額の **0.3%**

建物の場合
固定資産税評価額の **0.4%**

不動産の登記手続きを行う際には、**国に納める税金として「登録免許税」**が発生します。
信託財産となる**不動産や土地の評価額（＝固定資産税評価額）に税率をかけて計算**します。

例 **土地**の固定資産税評価額が2,000万円の場

2,000万円×0.3%＝6万円

例 **建物**の固定資産税評価額が2,000万円の場

2,000万円×0.4%＝8万円

公正証書にする場合

家族信託の契約書を
公正証書にする費用

5~10万円程度

家族信託の契約書を、公証役場で**公正証書として作成する際に必要な費用**です。契約書に記載された信託財産の総額や契約内容によって変動します。

✓ 公正証書とは、契約書を公証人という法律の専門家が確認し、「確かに当事者が、その意思に基づいて作成しました」という証明をした書類です。

公正証書にする理由

01. 本人の意思を公証人が確認するので、後からトラブルになりにくい
02. 信託口口座を開設する銀行から公正証書の提出を求められる場合があるため

家族信託の費用 Q&A
よくある質問

Q1. 契約手続きを自分で行えば、費用は抑えられる？

**専門家に支払う費用が発生しないため、
費用を抑えることはできます。**

ただし、いくつか注意点があります。
家族信託の契約には法律の専門知識が必要となり、契約書の作成や手続きには大変な手間がかかります。また、契約書の内容に不備があると、契約自体が無効になったり、想定していた財産管理ができなくなるおそれもあります。

大切な財産を守るための契約だからこそ、慎重に検討したうえで進めることが重要です。

Q2. 費用を抑えるにはどうしたらいいの？

**信託する財産を必要最低限にすることで、
費用を抑えることができます。**

家族信託にかかる費用は、信託する財産の種類や内容によって変わります。
そのため、信託する財産を必要最低限にすることで、手続きにかかる費用を抑えることができます。

信託する財産の決め方

必ずしもすべての財産を信託する必要はありません。

今後の生活費や介護費用、将来的に売却する予定の不動産など、凍結されると困る財産を中心に検討することが大切です。

判断が難しい場合には、
専門家にご相談ください。

家族信託の「おやとこ」選ばれる5つの理由

01 国内トップクラスの実績を持つ専門家が丁寧に対応

家族信託の「おやとこ」は、家族信託の契約件数3年連続No.1※1のサービスです。業界内でもいち早く家族信託に取り組み、お客さまに寄り添ったサポートを続けてきた結果、サービス満足度92%※2という高い評価をいただいております。

※1 2023年11月期調査（同年11月3日～11月21日実施）に続き3年連続 調査機関:日本マーケティングリサーチ機構
※2 2025年12月～2026年3月に当社アンケートで満足度が「とても高い」「高い」と回答した方の割合

家族信託の契約件数 No.1※1 3年連続

サービス満足度 92%※2

★★★
年間
1万件以上
お問い合わせいただいております

✓ オーダーメイドのご提案

お客さまのご状況をお伺いし、
財産の内容やご意向などに合わせて
最適なご提案をいたします。

✓ 家族信託以外のご相談も幅広く対応

遺言や不動産の整理、保険の見直しなど
さまざまなお悩みごとに対応いたします。

経験豊富な専門家がサポート

相続・保険・不動産・証券・介護など、おやとこには様々な業界で
経験を積んだ専門家が在籍しております。
幅広い知識と実務経験をもとに、最適なご提案をいたします。

田中 真一

相続対策や資産管理は「ご家族の未来を守る大切な準備」であるという考えのもと、家族信託コンサルタントとして多くのお客さまのご相談に携わっております。家族信託のご相談はもちろん、「こんなこと聞いてもいいのかな?」と思うような、どんなお悩みでもお気軽にご相談ください。

井出 萌々香

金融機関での経験を活かし、ご家族の資産管理やライフプランをサポートしています。ご両親への説明や説得がなかなか難しい…という方もご安心ください。私が丁寧にご説明・サポートいたします。家族信託が必ず最適とは限りませんので、まずはお気軽にご相談ください。

髙橋 修司

10年以上にわたり、財産コンサルタントとしてお客さまのライフプランに寄り添い、多岐にわたる課題を解決してまいりました。運用、相続、不動産、事業承継に関する豊富な実務経験を活かし、最適なソリューションを提供します。

加瀬 辰典

土地活用や不動産の相続対策などを扱う企業を経て当社に入社。不動産、相続、運用などの資産に対するご相談の他、おひとりの高齢者さまのサポートについてもご対応しております。お客さまに寄り添って、精一杯ご対応させていただきます。

～ ほかにも多くの専門家が在籍しております ～

02 全国各地の支店からサポート

東京、札幌、仙台、水戸、横浜、富山、
静岡、名古屋、京都、大阪、広島、
高松、福岡、長崎、熊本

全国15拠点
からサポートしています

※ 2026年7月時点の情報に
基づいています。
今後も事業拡大に伴い、
支店の開設を予定しております。

03 家族信託の「おやとこ」は全国の金融機関で紹介されています!

金融機関と連携し安心してご相談
いただける体制を整えています。

提携金融機関
37社

※ 2026年2月時点の情報に
基づいています。

04 ご家族への説明にも同席

家族信託を始めるにあたって、大きなお悩みの一つとなるのがご家族への説明です。

- “どう切り出せばいいか わからない”
- “専門的な話を自分だけで 伝えるのは不安”
- “家族間で 誤解が生まれないか心配”

これまで多くのお客さまから、こうした切実な不安を伺ってきました。
家族信託の「おやとこ」では、必要に応じて専門家が話し合いの場に同席し、家族信託の仕組みや目的を直接お伝えいたします。

ご家族同士では話しにくい内容も、専門家が中立的な立場でお話しすることで、
ご家族全員が納得したうえで、お手続きを進めていただくことができます。

05 家族信託専用アプリで簡単・安全に家族信託を運用

財産を任された受託者（お子さまなど）
には、収支の記録や、領収書の保存、年に
1度の報告などの義務が課せられます。

おやとこでは、受託者の負担を大幅に軽減できる、独自の家族信託専用アプリを提供しています。

家族信託の「おやとこ」

お客さまの声

ご両親の財産管理を検討する中で、
おやとこを選ばれた岡村さま。
家族信託を検討されたきっかけや
利用した後の感想など、インタビュー
させていただきました。

岡村さま

資産凍結のリスクを知って、
すぐに行動してよかった。

Q 家族信託を検討するきっかけ

たまたま御社のラジオCMが流れてきたんです。認知症になると資産が凍結されるということを初めて知り、実家の両親のことが心配になりました。年末に実家に帰省した際、**両親の物忘れが多くなっていることに気づき、このままでは預金が引き出せなくなるかもしれないと不安になりました。**
資料を拝見して、すぐに話を進めたいと思い、無料相談の予約を取ったんです。

Q 「おやとこ」を利用してみて

コンサルタントの方が本当に誠実な方で、**親身になって話を聞いてくださり、こちらの状況や希望に合わせて、最適なプランを提案していただきました。**
両親は高齢のためか、新しいことをするのが苦手で、最初はあまり乗り気ではありませんでしたが、コンサルタントの方が実家に来て、丁寧に説明してくださったおかげで納得してくれました。

Q 検討されている方へのアドバイス

やはり、早めに専門家に相談するのが一番ですね。私の場合は、親の物忘れがきっかけでしたが、**元気なうちに話し合っておくことが大切だと思います。**
親御さん自身に、将来の財産管理を“自分のこと”として考えてもらうことがいいのではないでしょうか。

実際に「おやとこ」をご利用されたお客さまに
インタビューしました!

HPの分かりやすさと安心感から
おやとこを選ばれた井澤さま。
ご相談のきっかけや実際にご利用された
感想など、インタビューさせていただきま
した。

井澤さま（仮名）

この人に任せれば
安心だと感じました。

Q 家族信託を検討するきっかけ

叔母の施設入居の手続きを進めていたのですが、もしもの時に叔母の財産管理はどうするのかと考えたときに、**後見制度を利用するのではなく、家族で財産を管理できる方法はないかと調べ、「おやとこ」のサイトを見つけました。**
そのサイトがとても見やすく、簡潔に情報がまとめられていて、率直にわかりやすいなという印象を受けたので資料請求をしました。

Q 「おやとこ」を選んだ決め手

叔母の財産管理をサポートしてくれるのか心配でしたが、対応してくれた**コンサルタントの方が的確なアドバイスをくださり、「この人に任せれば安心だ」と感じたのでお任せすることを決めました。**
内容が難しかったこともあって、叔母は少し不安を感じている様子でしたが、コンサルタントの方は、叔母の不安を取り除くように何度も説明してくれました。

Q 「おやとこ」を利用してみて

「この人に任せられる、安心できる」と思っておやとこさんに頼んだので、本当に良かったです。
叔母が入居する施設は、探し始めてからすぐに決めることができましたが、もし家族信託の契約がスムーズに進んでいなかったらと思うと、ぞっとします。
もっと家族信託の認知度が高まっていって、利用する人が増えればいいなと思います。

ご相談から家族信託開始まで

ご利用の流れ

STEP 01

＼ご家族も一緒に参加可能！相談だけもOK！／

まずはお気軽に無料相談

ご相談内容に合わせて、専門家がわかりやすく説明します！

- ☐ 親御さまの**認知症対策**を考えたい
- ☐ **家族信託**について説明してほしい
- ☐ **具体的な費用**が知りたい
- ☐ **家族信託以外のこと**も相談したい
- ☐ **成年後見制度と家族信託**を比較したい
- ☐ 我が家にとって**最適な対策**を知りたい
- ☐ **資産凍結で困った実例**を知りたい

※上記以外のご相談も承ります

開催場所	オンラインまたはご来社	目安時間	30分～1時間

- オンライン形式はGoogle Meetを使用します。
- 来社形式は東京本社／大阪支店／福岡支店からお選びいただけます。

無料相談のご予約はこちら

通話料無料

0120-214-097

受付時間　10:00～19:00

電話で予約する

WEBで予約する

「まだ相談までは…」という方へ！
LINEでちょっとした疑問や質問に
専門家がお答えします！

友だち追加 ＋

STEP 02

お見積もり

家族信託の契約を締結するためにかかる費用のお見積もりをいたします。

STEP 03

ご家族への説明

必要な場合には、当社の専門家が同席してご家族にわかりやすくご説明いたします。

STEP 04

ご契約内容の確認

必要書類をご準備いただき、家族信託の契約書のご説明や推定相続人へのご説明をいたします。

STEP 05

家族信託の契約締結

費用をご入金いただき、家族信託の契約を結びます。

手続き完了

STEP 06

各種お手続き

信託口口座の開設後の資金移動や、不動産登記など各種手続きを行います。

家族信託の契約締結だけでなく、家族信託が始まった後もご家族に寄り添いながら継続的にサポートいたします。

家族信託のおやとこ

Q&A

よくある質問

Q1. 相談は無料ですか?

はい、無料でお受けしております。

ご相談者さまやご家族の状況をお聞きした上で、家族信託が必要か、どのような家族信託にするのが最適か、費用がいくらかかるかなど、わかりやすくご説明いたします。

Q2. 土日や夜間の相談も可能ですか?

可能です。

平日や日中はお仕事などでご多忙な方にもご活用いただけるよう、土日や夜間のご相談も承っております。

Q3. 全国どこでも対応可能ですか?

はい、全国どこでも対応いたします。

なお、離島など地域によっては日当をいただく場合もございます。
詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

Q4. 親の物忘れが多くなってきました。この状況で家族信託はできますか?

家族信託できる場合もあります。

親御さまご本人が、お名前・生年月日・ご住所を口述し、契約の趣旨をしっかりとご理解いただける状態であれば、家族信託できる場合もあります。家族信託の可否の判断は非常に難しいポイントになりますので、まずは一度、無料相談にてご状況をお聞かせください。

Q5. 財産管理を託せる人(受託者)がいません

ご家族に代わってサポートする「おひさぽ」で解決

お子さまがいらっしゃらない、ご家族と疎遠でいらっしゃる、ご家族が海外にお住まいなどの理由から、家族信託をしたくてもできない方は多くいらっしゃいます。

そのような方をご家族に代わってサポートする「おひさぽ」というサービスもございます。
詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

家族信託は、認知症による資産凍結を防ぎ、ご本人の意向に沿った
財産管理や亡くなった後の承継先を決めることができます。

しかし、判断能力が低下してからでは、家族信託の契約を結ぶことはできません。
親御さまの判断能力があるうちに、ご家族で話し合い、
早めに準備を進めておくことが大切です。

家族信託が必要かわからない… / まだ家族と話し合えていない…

という段階の方でも大丈夫です!

無料相談のご予約はこちら

通話料無料

0120-214-097

受付時間　10:00〜19:00

電話で予約する

WEBで予約する

「まだ相談までは…」という方へ!
LINEでちょっとした疑問や質問に
専門家がお答えします!

友だち追加 +

こころのカンパニー

超高齢社会の課題を解決し「ずっと安心」の世界を作る

ご挨拶

私が父の預金を代わりに引き出しに行った際、
窓口で言われたことを今も鮮明に覚えています。

「本人でないとお金は引き出せません」

そのときに感じた、「この先の生活は本当に大丈夫なのだろうか」
という不安は忘れられません。

認知症による資産凍結に悩むご家族は、年々増えています。
家族信託という素晴らしい仕組みを全国に正しく広め、
ご家族の不安を"安心"に変えていきたい。
そんな想いから、家族信託の「おやとこ」を立ち上げました。

超高齢社会の中で大きな課題となっている資産凍結の問題や、
今後さらに増えていくであろう、おひとりさま高齢者の課題。
私たちはそうした状況に直面する方々の不安を解決するため、
これからも新しいサービスを生み出し続けていきます。

株式会社こころのカンパニー
代表取締役社長CEO

磨 和寛

みがき かずひろ

立教大学法学部卒。2007年司法書士試験合格。2012年司法書士法人を設立し、国内トップクラスの家族信託の実績を有する士業グループに成長させる。2020年に当社を創業し、高齢社会の課題を解決する事業を展開する。

会社概要

会社名	株式会社こころのカンパニー（旧トリニティ・テクノロジー株式会社）
所在地	■ 東京本社　〒101-0047　東京都千代田区内神田一丁目1番7号 東大手ビル2階 ■ 札幌支店　〒060-0004　北海道札幌市中央区北4条西4-1-7MMS札幌駅前ビル1階 ■ 仙台支店　〒980-0811　宮城県仙台市青葉区一番町2-2-11 TKビル7階 ■ 水戸支店　〒310-0021　茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビルディング1階 ■ 横浜支店　〒220-0004　神奈川県横浜市西区北幸1-1-8 エキニア横浜5階 HamaPort内 ■ 富山支店　〒930-0004　富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング本館2F ■ 静岡支店　〒420-0859　静岡県静岡市葵区栄町4-8 スルガ栄町ビル503 ■ 愛知支店　〒460-0008　愛知県名古屋市中区栄4-12-26 栄CDビル6階 ■ 京都支店　〒600-8412　京都府京都市下京区二帖半敷町647-2 オンリー烏丸ビル1F ■ 大阪支店　〒530-0026　大阪府大阪市北区神山町8-1 梅田辰巳ビル7階 ■ 広島支店　〒730-0051　広島県広島市中区大手町3-1-3 IT大手町ビル 6F ■ 高松支店　〒760-0008　香川県高松市中野町29-5 高松プラザビル3F・4F ■ 福岡支店　〒810-0041　福岡県福岡市中央区大名2丁目9-34 アクシブ天神ビル7F ■ 長崎支店　〒850-0035　長崎県長崎市元船町9-18 長崎BizPORT 2F ■ 熊本支店　〒860-0806　熊本県熊本市中央区花畑町10-26 SPring熊本城前ビル1F・2F
代表取締役社長CEO	磨 和寛（みがき かずひろ）
設立	2020年10月30日
役職員	203名（2026年2月時点）

住所

〒101-0047
東京都千代田区内神田一丁目1番7号
東大手ビル2階

アクセス方法

- 東京メトロ半蔵門線・千代田線
  「大手町駅」C2c出口より徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線
  「大手町駅」A1出口より徒歩5分
- JR「神田駅」西口より徒歩8分